

令和 3 年 8 月 2 日
大臣官房官庁営繕部
設 備 ・ 環 境 課

「公共建築工事成績評定要領作成指針」の改定について

今般、令和 2 年 7 月 17 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2020」により、行政手続における書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直すこととされ、同日閣議決定した「規制改革実施計画」により、各府省庁及び独立行政法人は、会計手続き、人事手続きその他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行うこととされました。また、令和 2 年 10 月 1 日に改正施行された建設業法及び同法施行令により、監理技術者を補佐するもの及び特例監理技術者が新たに設置され、更に特例監理技術者が兼任できる工事現場数等が設定されています。

以上を踏まえた見直しを行うとともに、その他近年改正された公共工事標準請負契約約款等との整合を図り、本指針を改定し、公共発注機関へ通知しました。

具体の改定内容は、以下のとおりです。

1. 経済財政運営と改革の基本方針 2020 及び 規制改革実施計画の閣議決定による見直し
 - ・ 各様式における押印を削除。
2. 建設業法 及び 同法施行令の改正に伴う見直し。
 - ・ 新たに設置された監理技術者補佐及び特例監理技術者に関する記述を追加。
(建設業法第 26 条第 3 項・第 4 項、同法施行令第 28 条、29 条)
3. 近年改定された関係基準等との整合
 - 1 下請負人の社会保険等未加入に関する記述を変更。(公共工事標準請負契約約款第 7 条の 2)
 - 2 瑕疵に関する記述を変更。(公共工事標準請負契約約款第 45 条)
 - 3 その他、施策に関する事項の改定に伴う修正 (NETIS 実施要領)、通達の改正に伴う引用条文番号の修正 (公共工事標準請負契約約款) 等。
4. その他
 - 1 表現の適正化、誤記の修正。
 - 2 各様式におけるの元号の修正。

以上